

運 営 規 程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、有限会社フルライフが母体となって設立・運営する地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス該当の〈小規模多機能ホーム パンジー〉（以下「事業所」という）を適切・適正に運営していくために人員および運営にかんする事項を定め、要介護者にたいして適切・適正なサービスを提供するための基本的な指針を明らかにすることを目的とします。

(理念)

第2条 事業所を設立・運営する理念として以下を定めます。

- ① 利用者様の安心安全の確保に努めます。
- ② どんな時も笑顔を忘れない介護が出来るよう努めます。

(事業の目的)

第3条 事業所がおこなう小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）は、要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という）の居宅および事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話または支援および機能訓練をおこなうことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(運営の方針)

第4条

- 一 利用者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、要介護者等およびその家族の心身状態や希望をふまえて、「通い」を中心として・随時「泊り」や「通い」をも有機的に組み合わせるかたちでサービスを提供していきます。利用者ごとのライフサポートプランを作成し、当該ライフサポートプランをふまえて漫然としたものにならないように、かつ画一的にならないようにサービスを提供します。
- 二 事業所が提供するサービスは、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令・告示の主旨および内容に沿ったものとします。
- 三 事業所の運営にあたっては、地域住民およびその活動との連携・協力をおこない、地域づくりをみずから積極的に担います。

- 四 事業の実施に当たっては、利用者の要介護者等となることの予防又はその軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、他の地域密着型介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 五 事業所のサービス提供にあたっては、アセスメント・プランニング・モニタリング・日々の調整の全プロセスにおいて〈報告・連絡・相談〉を重視しコミュニケーションを十全にとるようこころがけます。
- 六 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称等)

第5条 事業をおこなう事業所の名称および所在地は、次のとおりとします。

- 一 名称 小規模多機能ホーム パンジー
- 二 所在地 神奈川県横浜市戸塚区柏尾町1029-1

(職員の職種・職務内容および員数)

第6条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとします。

- 一 管理者 1名（常勤で兼務）
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を統括します。
- 二 介護支援専門員 1名（常勤または非常勤で1名）
介護支援専門員は利用者および家族の相談に応じるとともに、適切・適正なサービスが提供されるようライフサポートプランを作成します。また、地域包括支援センターや他の関係諸機関との連絡・調整をおもに担います。
- 三 介護従事者 10名以上〔常勤1名（看護師）、常勤1名（管理者）、常勤1名（介護支援専門員兼務））、非常勤7名以上〕

介護従業者は登録者の居宅を訪問して小規模多機能型居宅介護または介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」という）を提供するとともに、事業所において通いおよび宿泊の利用者にたいして小規模多機能型居宅介護等を提供します。

- ・ 日中……通いサービス利用者3名にたいして1名
訪問サービス利用者対応として1名
- ・ 夜間……宿泊サービス利用者にたいして1名（夜勤）
訪問サービス利用者対応として1名（宿直）

看護師は登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携をおもに担います。

四 ただし、前項に定めるものの他、必要がある場合は、定数を超え又はその他の従業者を置くことができる。

(営業日および営業時間等)

第7条 当事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 1年をつうじて365日営業します(休業日は設けません)。
- 二 営業時間
 - ア 通いサービス 9時から18時まで
 - イ 宿泊サービス 18時から9時まで
 - ウ 訪問サービス 24時間

(登録定員および利用定員)

第8条 当事業所における利用定員は次のとおりとします。

- 一 登録定員 26名
- 二 通いサービス 13名
- 三 宿泊サービス 6名

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横浜市内の以下のエリアとします。

- 戸塚区……全域
- 泉区……緑園、池の谷、新橋町、弥生台、岡津町、領家、桂坂、西が岡、中田町、中田北、中田南、中田東、中田西〔泉区のうち「かまくらみち」の東側〕
- 港南区……芹が谷、東芹が谷、上永谷、上永谷町、下永谷、丸山台、日限山、野庭町、日野、日野南〔港南区のうち「横浜横須賀道路」の西側、「鎌倉街道」の北西側、「環状3号線」の北側〕
- 栄区……〔柏尾川の西側〕……飯島町金井町、田谷町。〔柏尾川の東側・環状4号北側〕……長沼町、本郷台、小菅ヶ谷、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷、飯島町

(ライフサポートプランの作成)

第10条

- 一 事業所の介護支援専門員は、事業の開始にあたり、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境等をふまえて、他の従業者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成します。またその達成のために具体的なサービスの内容等を記載したライフサポートプランを作成します。
- 二 小規模多機能型居宅介護等の提供にあたっては、以下の点に留意しておこないます。

- ①地域住民との交流や地域活動への参加をはかりつつ、利用者の心身の状況・希望およびその置かれている環境をふまえて、次条第一項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとします。
- ②利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的環境のもとで日常生活を送ることができるよう配慮します。
- ③居宅介護計画にもとづき、漫然としたものかつ画一的なものにならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助をおこなうこととします。
- ④登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供・電話連絡による見守り等をおこない、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。

(小規模多機能型居宅介護等の内容)

第11条

- 一 小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとします。
 - ①通いサービス……事業所において、食事や入浴・排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練をおこないます。
 - ②宿泊サービス……事業所に宿泊していただき、食事や入浴・排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練をおこないます。
 - ③訪問サービス……利用者の居宅において、食事や入浴・排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練をおこないます。
- 二 サービスの提供にあたっては、居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを組み合わせた介護をおこないます。

(短期利用（介護予防）居宅介護)

第12条

- 一 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護等の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の小規模多機能型居宅介護等（以下「短期利用（介護予防）居宅介護」という。）を提供する。
- 二 短期利用（介護予防）居宅介護は、当該事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。
(算定式)

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）
÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

- 三 短期利用（介護予防）居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 四 短期利用（介護予防）居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は指定介護予防支援事業所の担当職員が作成する介護予防サービス・支援計画の内容に沿い、事業所の介護支援専門員がライフサポートプラン等を作成することとし、当該ライフサポートプラン等に従いサービスを提供する。

（小規模多機能型居宅介護等の利用料）

第13条

- 一 小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割額とします。料金に関する詳細は別紙料金表をご参照ください。
 - ① 食事代 朝食400円・昼食600円・夕食700円、おやつ100円（利用した場合のみ）
 - ② 宿泊費 1泊につき、個室：3,000円、宿泊コーナー：2,000円とします。
 - ③ おむつ代 リハビリパンツ、オムツ…150円 パット…50円
 - ④ 第9条に記した通常の事業実施地域を越えて行う小規模多機能型居宅介護等に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次のとおりとします。

片道分 1キロメートルあたり 30円
 - ⑤ 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護等のなかで提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収します。
- 二 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族にたいして事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

（通いサービス・宿泊サービス利用にあたっての留意事項）

第14条 通いサービスおよび宿泊サービスの提供にあたっては、利用者に以下の点に留意していただきます。

- 一 利用日当日に欠席をする場合には（緊急あるいはやむをえない場合をのぞいて）、前日もしくは当日午前8時までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 二 サービス提供を受けようとする利用者は、サービス利用のさいに体調の異常・異変がある場合には、事業所に連絡していただくこと。

- 三 サービス提供前に事業所にて健康チェックをおこない、結果によっては、入浴サービス等を中止する場合があること。
- 四 サービス提供上、事業所の規則に違反したり、業務運営に多大な支障をきたしたり、他の利用者の方に迷惑をかけたり、故意に建物・備品等を破損・汚損したり等の行為等が見られた場合には、利用を中止していただくことがあること。
- 五 事業所敷地内は原則として禁酒・禁煙とすること。
- 六 この規程に定める事項のほか、利用にあたっての留意事項・確認事項は、「利用契約書」によること。

(訪問サービス利用にあたっての留意事項)

第15条 訪問サービスの提供にあたっては、利用者に以下の点に留意していただきます。

- 一 利用日当日のサービスをキャンセルする場合には（緊急あるいはやむをえない場合をのぞいて）、前日もしくは当日午前8時まで（それより前の設定の場合にはサービス提供時間の1時間前）に事業所に連絡していただくこと。
- 二 サービス提供を受けようとする利用者は、サービス利用のさいに体調の異常・異変がある場合には、事業所に連絡していただくこと。
- 三 サービス提供上、事業所の規則に違反したり、業務運営に多大な支障をきたしたり等の行為等が見られた場合には、利用を中止していただくことがあること。
- 四 この規程に定める事項のほか、利用にあたっての留意事項・確認事項は、「利用契約書」によること。

(緊急時等における対応方法)

第16条

- 一 事業所の職員は、サービス提供中に、利用者の心身の状況に異常・その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。
- 二 主治医との連絡および指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。

(事故発生時の対応)

第17条

- 一 当事業所は、利用者にたいするサービスの提供により事故が発生した場合には、すみやかに市町村・利用者の家族・その他関係者等に連絡するとともに、必要な措置を組織的にとります。
- 二 当事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償をおこないます。
- 三 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

(身体的拘束等)

第18条

- 一 事業所は、小規模多機能型居宅介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 二 事業所は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- 三 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- 四 事業所は、前項ただし書の規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

(非常災害対策)

第19条

- 一 事業所は、サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。
- 二 事業所は、防火対象物の管理権原者(法人代表)が選任した<防災管理者>1名を事業所に配置します。防災管理者は原則的に「防火管理者」の資格をもつ者とします。
- 三 防災管理者は、非常災害対策として以下を講じます。
 - ①災害対策計画(基本指針および具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法等含む)の作成
 - ②日常的な防災環境・設備等諸条件の整備
 - ③避難・救済訓練の実施
 - ④実際の非常災害時における避難・救済等の指揮
- 四 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練をおこないます。

(衛生管理等)

第20条

- 一 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について衛生管理につとめ、衛生上必要な措置を講じます。
- 二 事業所は、感染症・食中毒の予防および蔓延防止をはかるために必要な措置を講じます。

- 三 管理者が看護師のなかから＜衛生管理者＞を選任し配置します。
- 四 必要に応じて衛生管理者が衛生管理対策会議を主催したり、事業所内諸会議にて必要な議題設定をしたりして、衛生管理上必須不可欠の確認・指示をします。

（個人情報保護）

第21条

- 一 利用者等の個人情報を含む居宅介護計画書・各種記録等については、関係省令およびガイドライン等にもとづき、個人情報の保護につとめます。
- 二 「個人情報保護規程」を定め、そこで個人情報保護のための具体的な指針および体制を明示します。またこの規程はホーム内に掲示いたします。

（秘密保持）

第22条

- ①事業所は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持します。また、従業者であった者が退職した場合に、業務上知り得た個人情報を保持させるため、退職後においてもこれらの個人情報を保持させます。この点については、職員採用時に雇用契約書にその内容を定めます。
- ②前項の規程にかかわらず、事業所は利用者に緊急の必要性が生じた場合には、また他のサービス事業所等との連携をはかるうえで不可欠である場合には、利用者またはその家族からあらかじめ文書（「個人情報使用同意書」）にて同意を得たうえで、利用者またはその家族等の個人情報を提供できるものとします。

（苦情処理）

第23条

- 一 事業所が提供したサービスにかんして利用者または家族から苦情があったさいに、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口（＜苦情受付担当者＞＜苦情対策担当者＞＜苦情解決責任者＞の配置）、事実関係の調査実施、改善措置の解明、利用者または家族にたいする説明と解決のための話し合い、記録の整備、関係者および関係諸期間への報告等必要な措置を講じます。これらの必要な措置についてはホーム内に掲示します。
- 二 提供したサービスにかんして利用者または家族から苦情があったときには、当該苦情の内容および経過について正確に記録します。
- 三 事業所は、市町村がおこなう文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、同職員からの質問もしくは照会に応じます。また、利用者または家族からの苦情にかんして市町村がおこなう調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合にはそれに従い必要な改善をおこないます。
- 四 事業所は、利用者からの苦情にかんして国民健康保険団体連合会がおこなう調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合にはそれに従い必要な改善を

おこないます。

(運営推進会議)

第24条

- 一 当事業所のおこなう小規模多機能型居宅介護等を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保をはかることを目的として、〔運営推進会議〕を設置します。
- 二 運営推進会議の構成員は、利用者・利用者の家族、地域住民の代表者および小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者とします。
- 三 運営推進会議の開催はおおむね2カ月に1回以上とします。
- 四 運営推進会議においては、事業所のサービス内容の報告、提供回数等の活動状況の適切性にかんする評価、必要な要望・助言等の聴きとり、地域との意見交換・交流等とします。

(研修)

第25条

当事業所は、職員の質的向上をはかるための研修の機会を次のとおり設け、また業務体制を整備します。

研修の種類

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修（定期・非定期、社内社外問わず）

(虐待の防止)

第26条

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための対面での研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者 管理者 鈴川佳子する。

(その他運営にかんする留意事項)

第27条 この規程に定める事項のほか、運営にかんする重要事項は、当事業所設立母

体である有限会社フルライフ代表と事業所の管理者との協議にもとづいて定め、関係職員に諮るものとします。

〔 附 則 〕

- ・ この規程は、2011=平成23年4月1日から施行します。
- ・ 27年4月1日 登録定員 改定
- ・ 27年9月1日 宿泊定員 改定
- ・ 29年2月1日 登録定員／通い定員 改定
- ・ 令和元年10月7日 身体的拘束等 追加
- ・ 令和3年3月30日 短期利用（介護予防）居宅介護 追加
- ・ 令和4年1月30日 第26条 虐待の防止 追加
- ・ 令和7年5月1日 第6条 三 介護従事者 職員数変更
第9条 通常の事業の実施地域 表記変更
第13条 一 ④「片道分」文言追加